6 税の減免・公共料金等の割引

（1）自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方（以下「身体障害者等」といいます。）が日常生活を営むうえで不可欠な自動車等について、自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免を実施しています。交付を受けている手帳等の種類、障害の区分及び等級等に応じて、以下の表から障害の程度について、「軽度以外の障害」か「軽度の障害」かを確認してください。

○ 身体障害者手帳の交付を受けている方

区　　分	軽度以外の障害	軽度の障害
下　肢　不　自　由	１級～３級	４級～６級
体　幹　不　自　由	１級～３級	５級
上　肢　不　自　由	１級～３級	４級～６級
脳原性運動機能障害	１級～４級	５級・６級
視　覚　障　害	１級～４級	５級・６級
聴　覚　障　害	２級～４級	６級
平　衡　機　能　障　害	３級	５級
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害	１級～３級	４級
音声・言語、そしゃく機能の障害	３級・４級	－

○ 療育手帳等の交付を受けている方

療育手帳若しくは認定カードの交付を受けている方、子ども家庭センターもしくは障がい者自立相談支援センターが発行する証明書のある方、または精神保健指定医の診断書のある方が対象となります。（障害の程度は等級に関わらず軽度以外の障害として取り扱います。）

○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める１級の障害の方で、かつ、自立支援医療受給者証の交付を受けている方が対象となります。（障害の程度は軽度以外の障害として取り扱います。）

※２級・３級の方は対象となりません。

○ 減免を受けることができる要件

所有者	運転者	障害の程度	使用目的
本人	本人	問いません	問いません
	家族	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
家族	本人	軽度以外の障害	問いません
	家族	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
		軽度の障害（18歳未満）	身体障害者等のための利用

※身体障害者等の家族とは、身体障害者等と生計を一にする方（身体障害者等と有無相助けて日常生活の資を共通にしている配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族の方）をいいます。

※減免の対象となる自動車等は、自家用自動車に限ります。（改造車の減免を除く。）

※減免を受けることができる自動車等は 1 人の身体障害者等について1台に限ります。

○申請期限について

	新たに自動車等を取得する	既に自動車等を取得している	
		４月１日に減免要件に該当	４月１日後に減免要件に該当
対象税目	自動車税（種別割・環境性能割） 軽自動車税（環境性能割）	自動車税(種別割) 軽自動車税(種別割)	自動車税(種別割) 軽自動車税(種別割)
申請期間・期限	自動車等の登録日	賦課決定日以降納期限まで	自動車税(種別割) 減免事由に該当することとなった日から 60 日以内 軽自動車税(種別割) 賦課決定日以降納期限まで

新たに自動車税（種別割）の減免を申請される方で、申請期限を過ぎて申請された場合、減免を受けることができる税額は、申請のあった日の属する月の翌月から月割りで計算した額となります。ただし、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）については、申請期限を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

〇減免申請手続きについて

自動車等の所有者（取得者）及び運転者の形態等により、減免申請手続きに必要な書類等が異なります。
詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

■自動車税（種別割）の減免申請にかかる手続き窓口

北河内府税事務所　TEL　０７２－８４４－１３３１
枚方市大垣内町２丁目１５番１号

■軽自動車税（種別割）の減免申請にかかる手続き窓口

市民サービス部税務管理担当　TEL　０７２－８１３－１１３８

■登録（取得）時の自動車税（種別割・環境性能割）の減免申請にかかる手続き窓口

大阪自動車税事務所寝屋川分室　TEL　０７２－８２３－１８０１
寝屋川市高宮栄町 13 番２号

■登録（取得）時の軽自動車税（環境性能割）の減免申請にかかる手続き窓口

軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内　軽自動車税（環境性能割）担当　TEL　０７２－６０４－２７７２
高槻市大塚町４丁目 20 番１号

（２）改造車の減免

身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車等や一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車等(※1)について減免制度があります。

身体障害者等の利用に供するために、特別の仕様により製造された自動車等や、一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車等

▶ 専ら身体障害者等の利用に供するための改造車（身体障害者等の専用車）※２

▶ 自動車税
（種別割・環境性能割）
〇減免できます
軽自動車税
（種別割・環境性能割）
〇減免できます

▶ 身体障害者等の利用に供するための改造車であるが、身体障害者等以外の者の利用にも併せて供される自動車等

▶ 自動車税（種別割）
×減免できません
軽自動車税（種別割）
〇減免できます
自動車税・軽自動車税
（環境性能割）
〇一部減免できます　※３

※１　特別の仕様により製造された自動車等や一般の自動車等に構造変更が加えられた自動車等とは、原則自動車検査証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」と記載されている身体障害者等の利用に供するために必要な装置等を備えた仕様の自動車等をいいます。
※２　身体障害者等の利用に供するために改造した自動車のすべてが、減免の適用を受けられるわけではなく、当該自動車を身体障害者等の専用車として使用していることなどが条件になります。
※３　減免できる額は、当該自動車に係る特別の仕様又は構造変更に要した金額に自動車税・軽自動車税(環境性能割)の税率を乗じて得た額です。

○ 手続き等に関しては「(1) 自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免」を参照してください。